

## 第2回 公衆災害防止対策要綱の見直しに関する検討会 議事要旨

日 時：平成30年3月13日（火）10：00～12：00

場 所：中央合同庁舎2号館低層棟1階 共用会議室2A・2B

- 事務局より資料に基づき見直し案を説明し、委員より意見を頂いた。主要な意見は以下の通り。
- 本日頂いた意見を反映した見直し案を作成し、後日、各委員に確認頂くことについて了承。

### ■要綱の主な見直し内容について

- 「工事範囲・期間をできるだけ小さくする」との規定を追加する案であるが、工事期間が短いほど安全とは限らないし、敷地も広い方が安全な場合もある。そういった場合に無理をしてかえって危険リスクが高くなるようなことにならないよう、表現を工夫してもらいたい。
- 落下物対策として、長期間の工事や歩行者の多い箇所においては防護構台を設置するとの案については、現場の安全性の向上が期待できる。
- 工事現場外での移動中の架空線への接触事故等が発生しているため、現場外における架空線への損傷対策の規定について充実させてほしい。現場外へ出るときは門をくぐるようにすることで、注意喚起をしている事例もある。
- 災害発生時の連絡先（警察、消防、病院、電力等）を具体的に明記することも検討してほしい。
- 建設機械の移動にあたって、「見張員を配置するなど、細心の注意を払わなければならない」との規定を追加する案であるが、「細心の注意」の内容を具体的に記載することも検討してほしい。
- 山留めが必要となる掘削深さの基準を削除する案となっているが、工事の積算・発注にも関係するため、解説資料に記載することも検討してほしい。
- 道路区域近傍での仮設物の設置等において道路管理者への連絡等の規定を追加するとの案であるが、どのような場合に連絡するのかなど、具体的な判断基準等を解説資料に記載することも検討してほしい。あわせて鉄道に近接する工事に対する規定との並びも確認してほしい。

### ■要綱の周知等について

- 公衆災害への現場の意識は、労働災害ほど高くない。意識を高めることが必要である。
- 設計時への配慮等が今回新たに規定されているため、発注者や設計者への周知、とりわけ民間工事に関わる中小規模の企業等への周知方法についても検討してもらいたい。
- 要綱の解説資料についてもできるだけ速やかに作成し、合わせて周知してもらいたい。

以上